

第1部 総則

第1章 計画の目的と目標

本計画は、区域における震災による被害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、各防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、人命を守ることを最優先とした「被害をださない地域・社会の実現」を目標とします。

第2章 金沢区の概況

第1節 自然的条件

金沢区は、市の南端に位置し、東は東京湾に面し、西は栄区、南は横須賀市、逗子市、鎌倉市に隣接し、北は磯子区に接しています。

面積は約30.68km²で周囲を海と山に囲まれ、区内の中央を南北に延びる国道16号を境に西側は丘陵地、東側は沿岸部に分けられ、河川は区域の中央部を宮川、南部を侍従川が流れ、共に平潟湾に注いでいます。

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

人口は約19万9千5百人、世帯数は約8万7千世帯で、本市人口の約5.3%を占めています。また、昼間人口は夜間人口の約93.5%で、居住型の地域であり、災害発生時刻により被害規模が異なることが予想されます。(令和4年1月1日現在)

2 土地利用

金沢自然公園や海の公園など大規模な公園があることから、公園面積は市内第1位となっています。

3 道路・交通

道路は国道16号及び国道357号、主要幹線道は笹下釜利谷道路、環状4号線があり、高速道路は東部に首都高速湾岸線、西部に横浜横須賀道路が走っています。

鉄道は京浜急行及び金沢シーサイドラインが通り、京浜急行は京急富岡駅、能見台駅、金沢文庫駅、金沢八景駅、六浦駅が設置され、金沢シーサイドラインは区内の沿岸部を金沢八景駅から磯子区の新杉田駅までを12の駅で結んでいます。

鉄道のほか、バス路線も京急バス、神奈中バスの他、横浜市営バス、大新東が区内を走り、鉄道、バス交通の利便性が高い地域といえます。

第3章 地震及び被害の想定

平成 24 年度に地震被害想定調査報告書を公表しました。この結果から、本計画では、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震及び慶長型地震を想定地震としています。

第1節 想定地震と設定条件

1 想定地震

地震名	解説
元禄型関東地震	相模トラフ沿いを震源とするマグニチュード8.1の地震
東京湾北部地震	マグニチュード7.3の首都直下地震
南海トラフ巨大地震	東海地震を包括したマグニチュード9クラスの地震
慶長型地震	神奈川県「平成23年度津波浸水想定検討部会」で設定したマグニチュード8.5の地震。津波被害の検討対象地震

2 設定条件

被害想定による、物的人的被害が大きくなる条件として、下表のように設定しました。地震の揺れや液状化による施設被害は、季節・時間に関係は、ありませんが、火災による被害は下表の冬、夕刻18時の条件で大きくなります。また、人的被害は人の行動により変化するので、自宅で就寝中の時間帯と帰宅困難者が多くなる時間帯等を設定しました。

項目	想定条件	備考
季節	冬	火災の危険性が高い。他の項目は季節によって大きくは変化しない。
時間	早朝5時	多くの方が自宅で就寝中
	昼12時	多くの方が勤務先・学校や買い物など外出中
	夕刻18時	火災の危険性が高い。かなりの人が帰宅途上
風向	北	想定季節の冬での平均風向と強風時風速
風速	6m/s	

※ 上記の条件の内、最も被害が大きくなる時間帯として冬の平日18時を設定しました。

なお、津波被害及び帰宅困難者については、影響人口が最も多い平日昼12時としました。

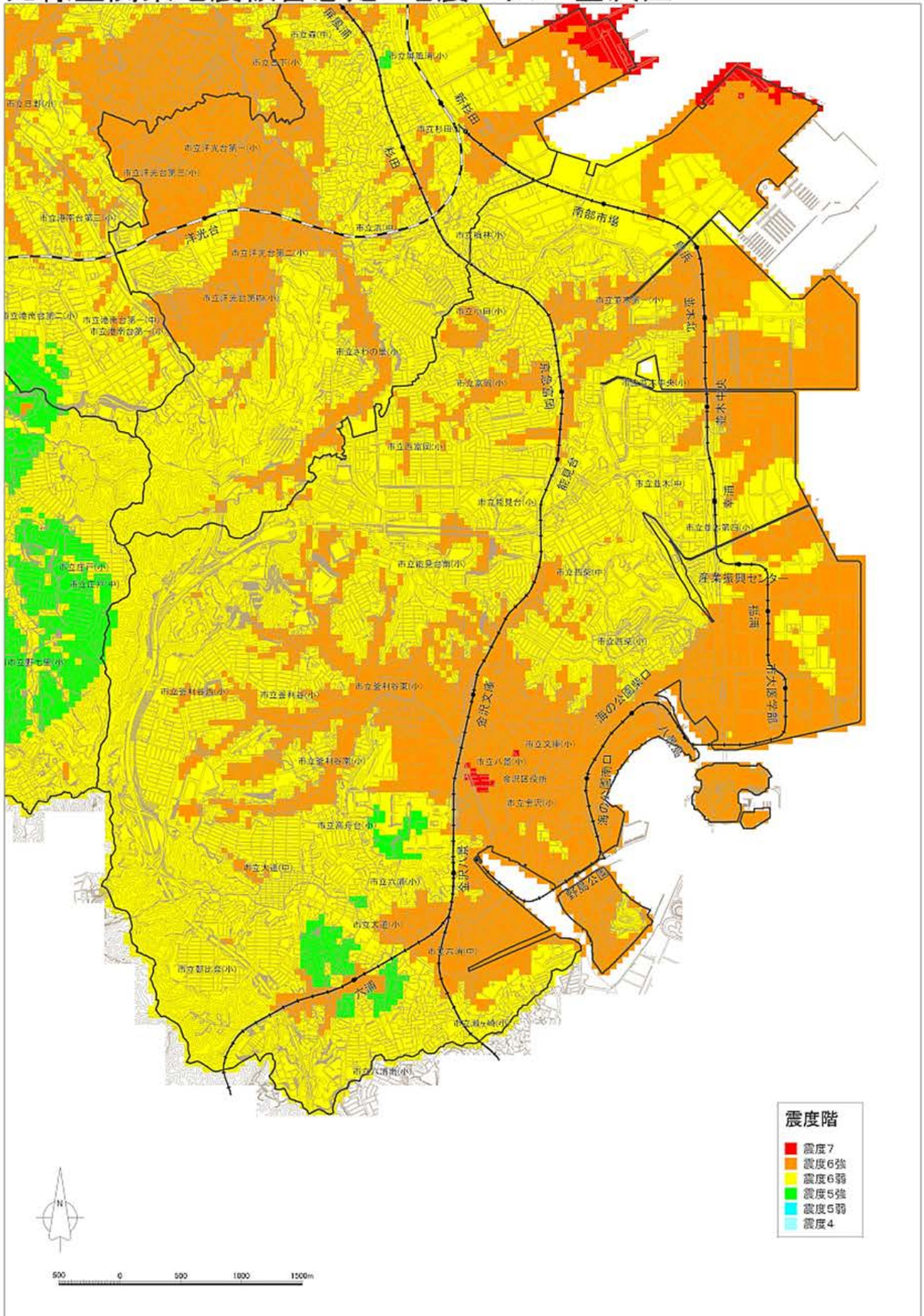
第2節 地震動

1 地震動図

地震動図は、想定地震に対する金沢区域の揺れを予測したものです。

地震によって各地域がどのように揺れるかを推定するには、表層の地盤の構造のほか、地下深部の構造を考慮する必要があります。そこで、平成10年度から平成12年度に行った地下構造調査（地表から深さ約2.5～4.0kmにある地震基盤と呼ばれる硬い岩盤）の調査結果をもとに、市内150箇所の地震記録データを加えて推定しました。さらに、市内約2万点のボーリングデータを用いて深さ30mまでの地盤の状況を反映させ、想定地震ごとの揺れを予測したのが地震動図です。

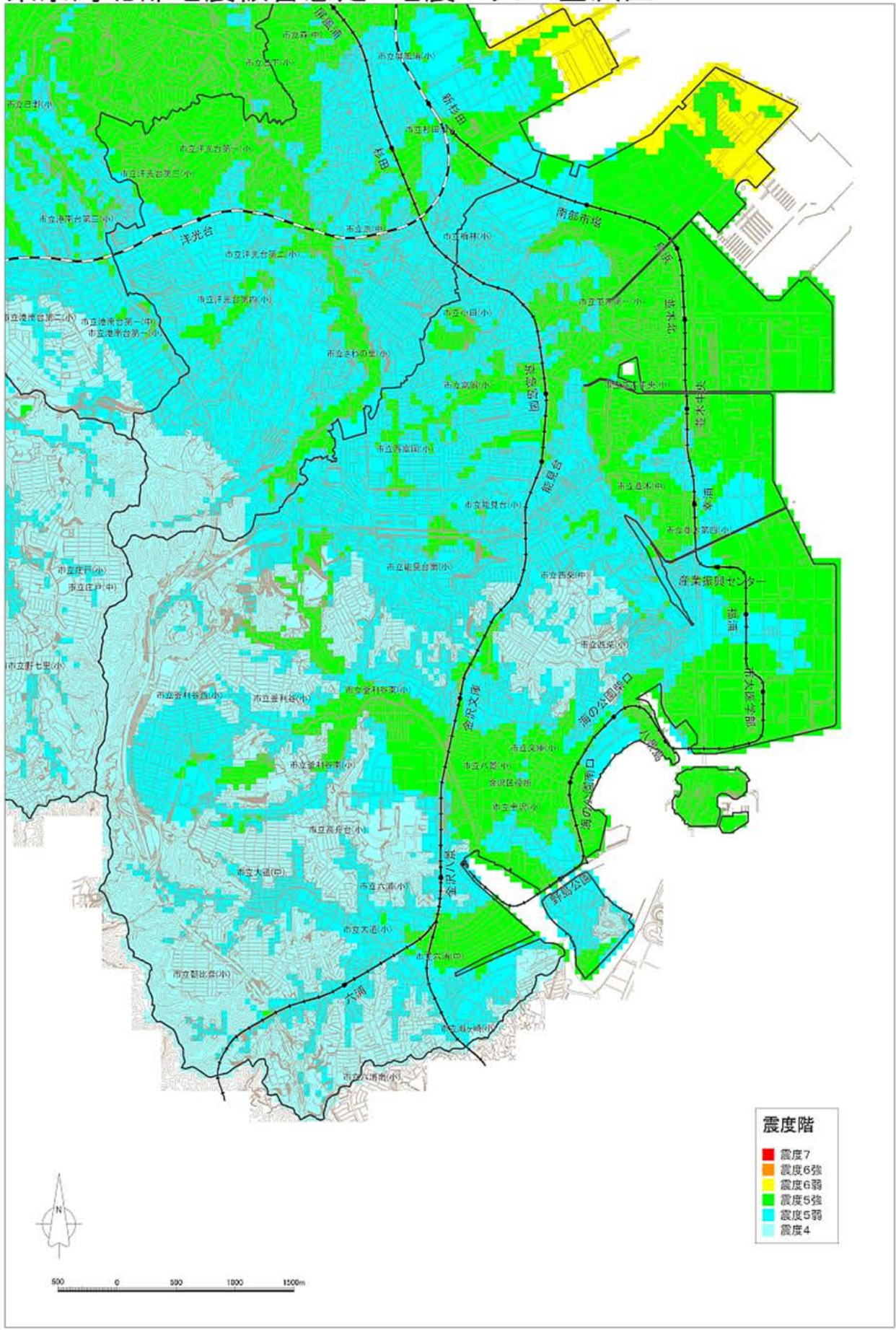
元禄型関東地震被害想定 地震マップ:金沢区



横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの震度階評価を行いました。

1:28000

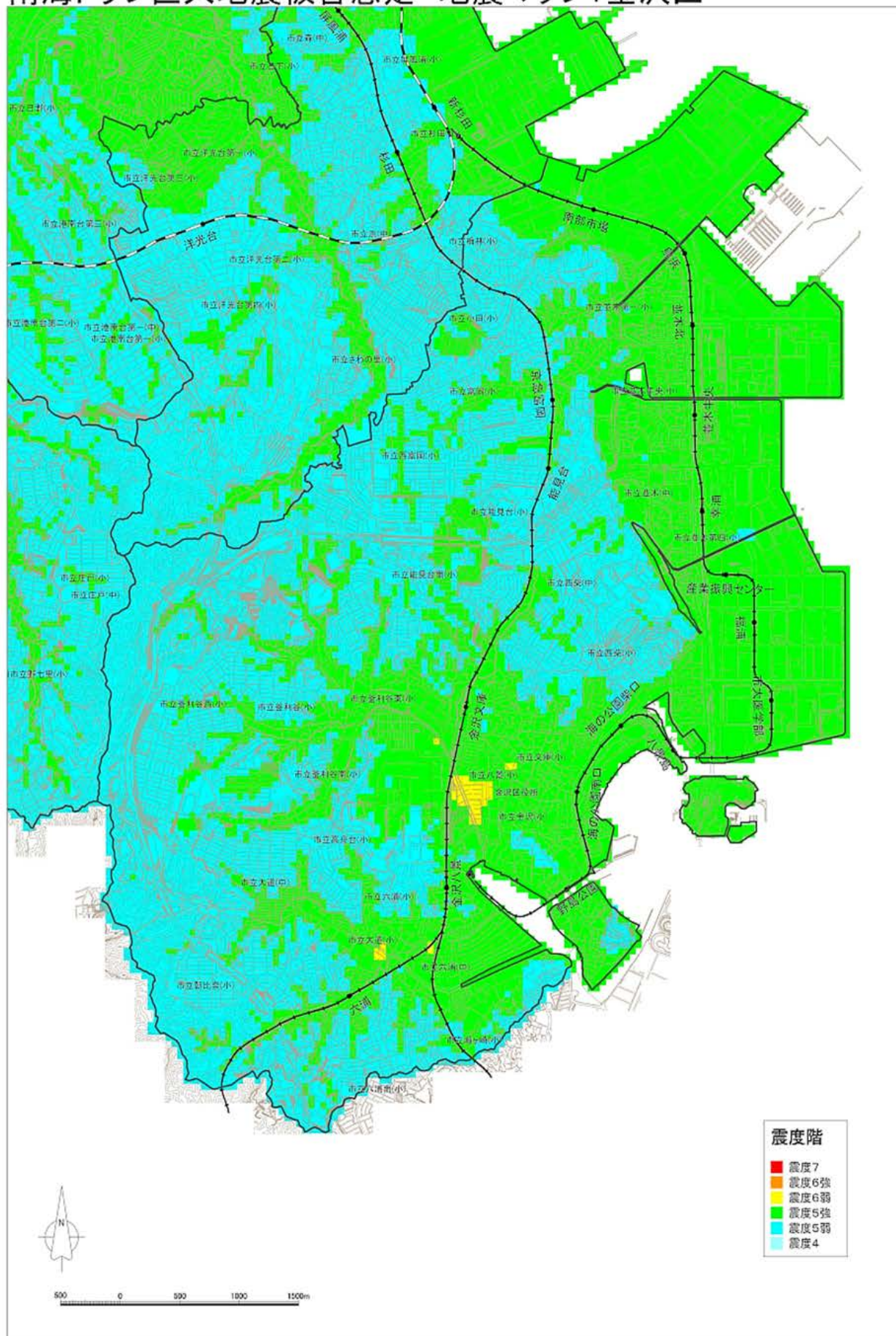
東京湾北部地震被害想定 地震マップ:金沢区



横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの震度階評価を行いました。

1:28000

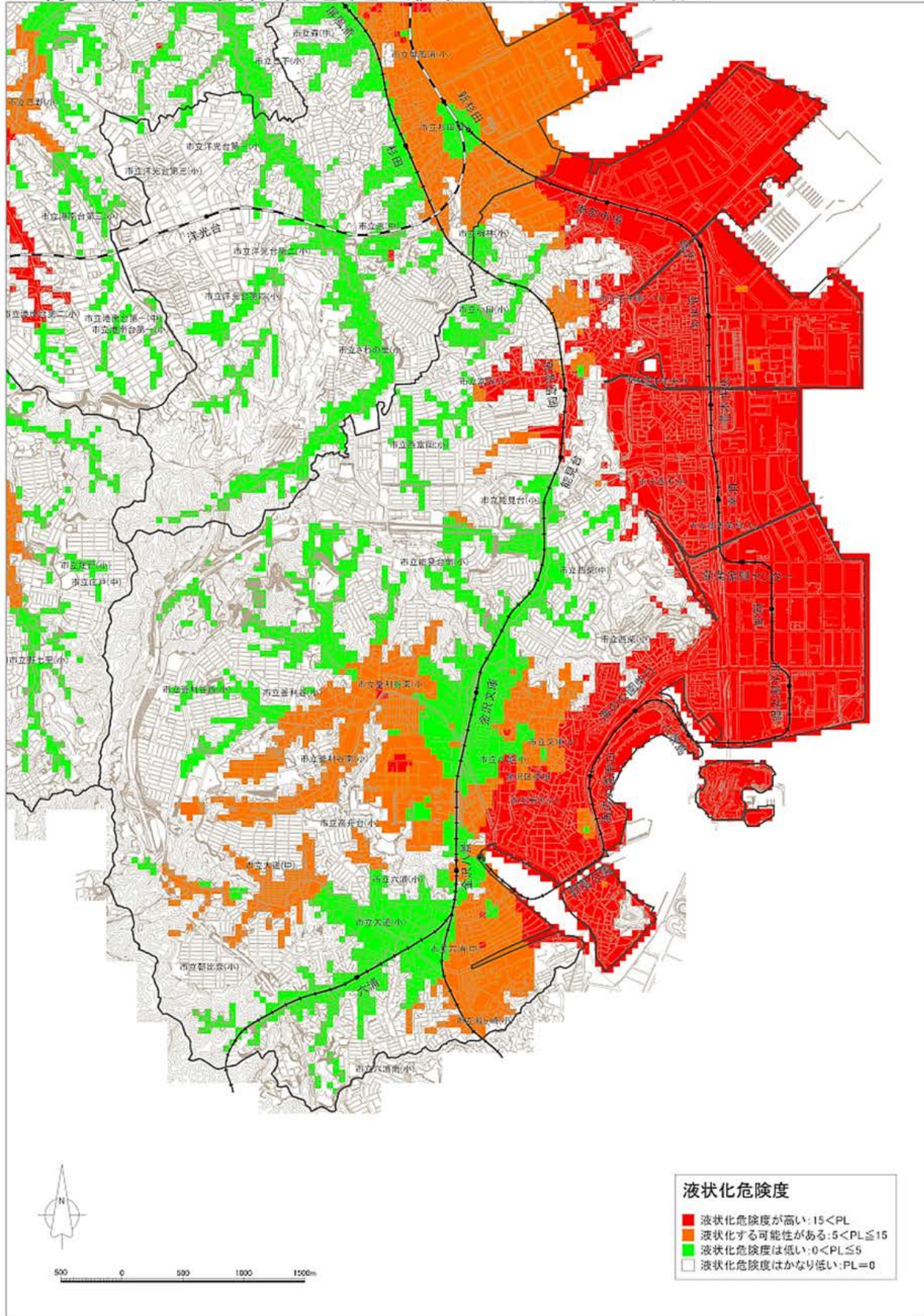
南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ:金沢区



横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの震度階評価を行いました。

1:28000

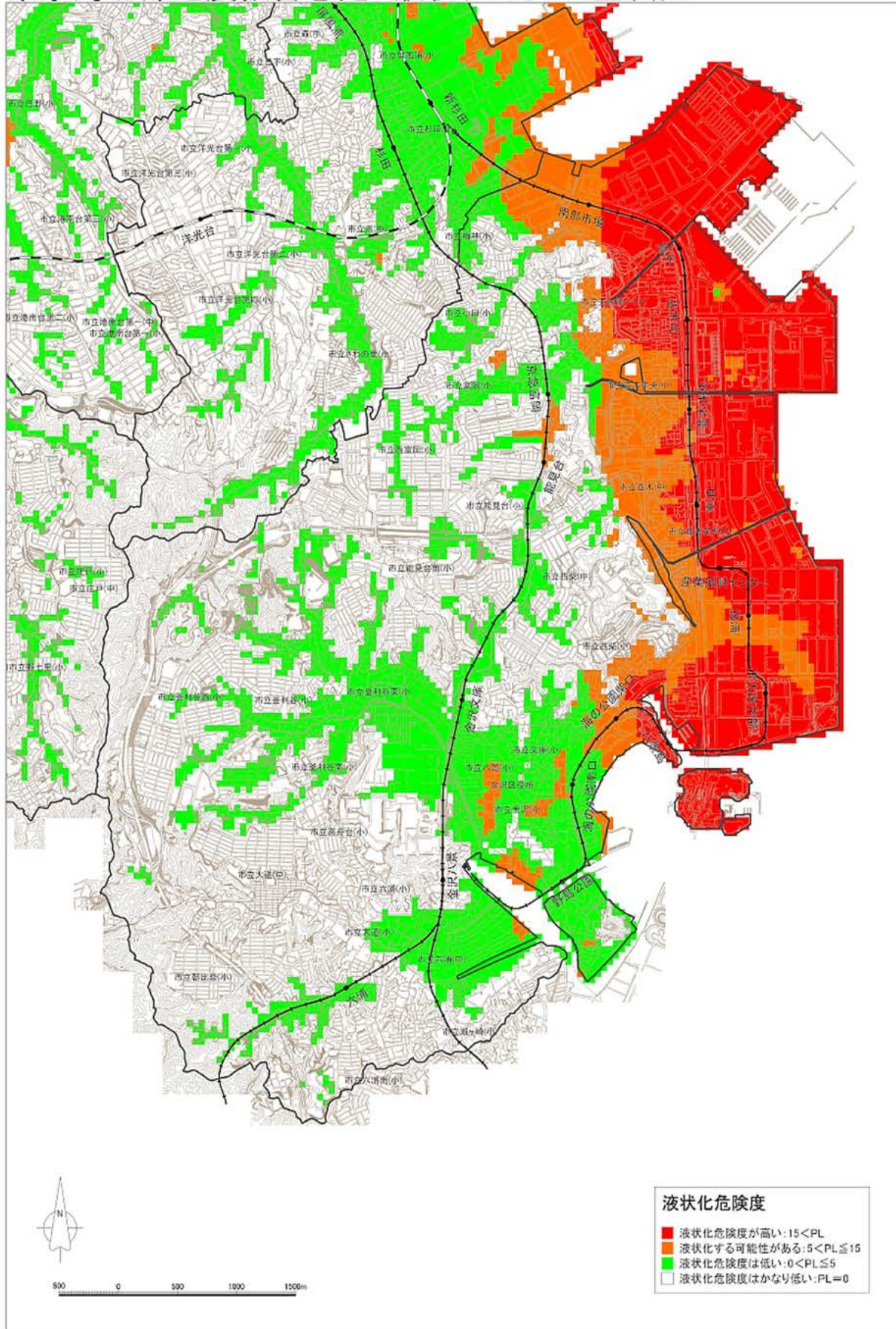
元禄型関東地震被害想定 液状化マップ:金沢区



横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

1:28000

東京湾北部地震被害想定 液状化マップ:金沢区



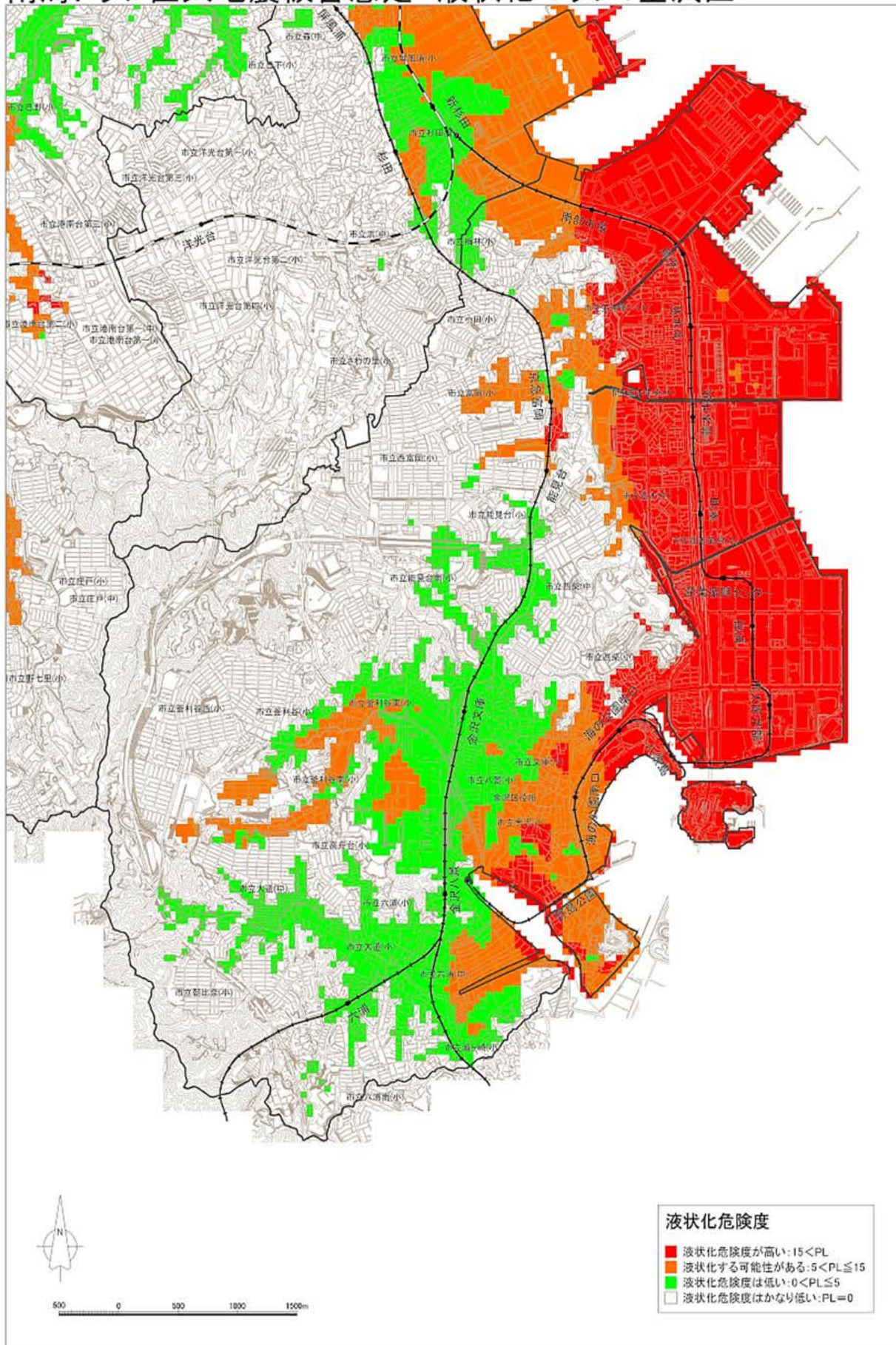
横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

1:28000

液状化危険度の判定には、PL値を用いました。

PL値とはその地点での液状化の危険度を表す値です。

南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ:金沢区



横浜市消防局 平成24年10月作成:横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

1:28000

3 金沢区の被害状況一覧

		元禄型関東地震	東京湾北部地震	南海トラフ巨大地震
横浜市	震 度	震度5強～7 (市内広い範囲で 震度6強以上の揺れ)	震度4～6強	震度5弱～6弱
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	137,100	28,477	2,407
	火災による焼失棟数(棟)	77,654	13,035	5
	建物の倒壊による死者(人)	1,695	217	3
	建物の倒壊による負傷者(人)	19,913	4,463	347
	火災による死者(人)	1,548	242	0
	火災による負傷者(人)	1,778	331	0
	避難者(人)	577,307	233,966	100,411
	上水道の断水世帯数(世帯)	398,835	234,187	92,930
	下水道の流下機能支障世帯数(世帯)	72,912	34,329	19,856
	電力の停電世帯数(世帯)	266,246	62,498	91
	電話の不通世帯数(世帯)	54,144	13,055	13
	都市ガスの供給停止件数(件)	1,157,296	242,014	0
区	震 度	震度6弱～7	震度5弱～6強	震度5弱～6弱
	揺れによる建物全半壊被害(棟)	8,791	27	128
	液状化による建物被害(棟)	1,693	531	1,068
	火災による焼失棟数(棟)	2,738	126	0
	揺れによる死者(人)	117	0	0
	揺れによる負傷者(人)	1,136	4	170
	揺れによる重傷者(人)	148	0	0
	火災による死者(人)	43	2	0
	火災による負傷者(人)	54	4	0
	火災による重傷者(人)	15	1	0
	避難者(人) 1日後	44,565	3,878	11,837
	上水道の断水世帯数(世帯)	36,779	3,807	7,020
	下水道の流下機能支障世帯数(世帯)	3,928	641	894
	電力の停電世帯数(世帯)	11,898	301	0
	電話の不通世帯数(世帯)	1,903	48	0
都市ガスの供給停止件数(件)	84,122	0	0	

第4章 区、区民及び事業者の基本的責務

第1節 行政の責務

区は、区民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を有効に発揮して震災対策を講ずるとともに、区民の自主防災組織の充実を図るよう努めます。

また、区は、区民及び事業者の自発的な防災活動の促進を図るため、自助及び共助の理念を推進するための体制整備や、自助及び共助の理念の重要性に関する啓発、防災に関する情報提供等を行います。

第2節 区民の責務

区民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る（自助）」の観点から、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止について配慮するとともに、最低3日分の食料、水、トイレパック、医薬品等の備蓄や非常持ち出し品の準備など、日頃から自主的に震災に備え、地域や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、防災力を高めるとともに、区又は市が実施する防災に関する施策に協力することが区民の責務です。

さらに、地域の助け合いを大切にし、高齢者、障害者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう努めることが必要です。

第3節 事業者の責務

事業者の基本的責務として、事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料・水やトイレパック等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図り、区の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めます。

そのため、事業所では、従業員や来場者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努めます。

また、帰宅困難者対策として、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、施設に待機できるよう、環境整備を図ることが必要です。併せて、従業員等が震災対策に関する知識や技術を習得できるよう、防災訓練等に参加できる機会の提供に努めることが必要です。

～人権尊重、男女のニーズの違い・性的少数者への配慮～

1 人権尊重

市民には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害に際して迅速かつ適切な行動を取ることが困難な人や、必要な情報が十分に得られない、理解することが困難な人などがいます。このような「災害時要援護者」は、援護を必要とする状態が一人ひとり異なることを認識し、対応する必要があります。

このように、災害対策は、すべての人の人権への配慮を基本にして行われなければなりません。本防災計画のすべての事項を通して人権尊重の視点を取り入れます。

2 男女のニーズの違い・性的少数者への配慮

平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害後には、家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中してしまう可能性や、女性や子どもを狙った犯罪が増加するおそれなど、様々な問題の発生が考えられます。そのため、固定的な性別役割分担意識をなくし、方針決定過程や地域活動への女性の参画を促進するなど、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れ、本計画の全ての事項を通して男女のニーズの違い及び性的少数者への配慮を行います。